

平成23年度健全化判断比率及び資金不足比率の公表について

平成19年6月に公布された「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」は、前年度決算に基づく各自治体の財政健全性に関する比率（健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率）を公表し、各比率が基準を超えた場合、財政の早期健全化や再生等を図ることを目的としています。

健全化判断比率には、実質赤字比率・連結実質赤字比率・実質公債費比率・将来負担比率の4指標があり、公営企業（簡易水道事業、下水道事業）の資金不足比率と併せて、監査委員の審査に付し、その意見を付けて議会に報告し、公表することになっています。

剣淵町では9月上旬に監査委員の審査に付し、その意見を付けて、9月18日開催の町議会に報告しましたので、公表いたします。

剣淵町の健全化判断比率及び資金不足比率は次のとおりです。

健全化判断比率

	①実質赤字比率	②連結実質赤字比率	③実質公債費比率	④将来負担比率
剣淵町の 23年度比率	—	—	9.9%	—
早期健全化基準	15.0%	20.0%	25.0%	350.0%
早期健全化基準	20.0%	40.0%	35.0%	

備考 実質赤字額、又は、連結実質赤字額がないため、及び将来負担比率が算定されないため、「—」を記載しています。

公営企業の資金不足比率

	⑤資金不足比率 (簡易水道事業特別会計)	⑤資金不足比率 (下水道事業特別会計)
剣淵町の23年度比率	—	—
経営健全化基準	20.0%	20.0%

備考 資金不足額がないため、「—」を記載しています。

◎ 結 果 ◎

平成23年度決算について、5つの財政指標はいずれも基準以下の結果となり、財政状況が健全な団体であると判断しています。

また、今後においても、各比率や他の財務指標の推移を見ながら、健全な財政運営を行なって参ります。

【用語の意味】

◎早期健全化基準

健全化判断比のいずれかが、早期健全化基準以上の場合は、「早期健全化段階」となり、財政健全化計画を定め、議会の議決後、公表するとともに、総務大臣等への報告、また、実施状況を毎年度、議会に報告し公表します。

◎財政再生基準

健全化判断比率のいずれかが、財政再生基準以上の場合は、「財政再生段階」となり、財政再生計画を定め、議会の議決後、公表します。また、総務大臣に協議し、その同意を求めることができます。そして、実施状況を毎年度、議会に報告し公表します。

なお、財政再生計画に総務大臣の同意を得ている場合でなければ、災害復旧事業を除き、地方債の起債ができません。

◎実質赤字比率

一般会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率

【一般会計の赤字の程度を指標化し、財政運営の深刻度を示す】

※標準財政規模とは、自治体が標準的な状態のとき、通常収入されるであろう経常的一般財源の規模のこと。

◎連結実質赤字比率

全会計を対象とした実質赤字（または資金不足額）の標準財政規模に対する比率

【全ての会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体としての赤字の程度を指標化し、地方公共団体としての運営の深刻度を示す】

◎実質公債費比率

一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模を基本とした額に対する比率

【借入金の返済額及びこれに準ずる額の大きさを指標化し、資金繰りの危険度を示す】

※元利償還金・準元利償還金とは、地方債などの借入金に係る返済金とそれに準ずる返済金のこと。

◎将来負担比率

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額に対する比率

【地方公共団体の一般会計の借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高の程度を指標化し、将来財政を圧迫する可能性が高いかどうか示す】

◎資金不足比率

公営企業の資金不足額の事業に対する比率

【公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状況の深刻度を示す】